

宇都宮地方裁判所委員会（第32回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成29年11月15日（水）15：30～17：00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

青柳章一，秋間英司，秋山恵子，荒井雅彦，伊澤雅幸，岩井伸晃（委員長），佐藤聖二，塚本純，三浦一久，宮原保之，向洋伸

（※ 吉成剛は欠席）

（説明担当官）

中島隆久民事首席書記官，小倉富雄刑事首席書記官，田中邦久民事訟廷管理官，佐藤宣宏裁判員調整官

（庶務）

佐藤雅史事務局長，関口眞一事務局長，藤沢省吾総務課長，朝比奈奏子総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

青柳委員及び岩井委員から自己紹介があった。

(2) 委員長の選任

互選により，岩井委員が新委員長に選任された。

(3) 意見交換テーマに関する説明

委員長より，今回の意見交換テーマ（裁判所へのアクセスに関する情報提供の在り方について）に関する説明が行われた。

(4) 裁判員裁判への参加に関する情報提供の在り方に関する基本説明

佐藤宣宏裁判員調整官より，裁判員裁判への参加に関する情報提供に関する裁判所の取組について，①裁判所ウェブサイトを利用した広報や最高裁判所作

成のパンフレットによる全国共通の情報提供、②宇都宮地方裁判所における管内の情報提供（裁判員制度出張説明会、法曹三者と裁判員経験者との意見交換会、裁判所法廷見学、憲法週間行事、夏休み親子企画、裁判員裁判の開廷情報の裁判所ウェブサイトへの掲載等）について説明がされた。

(5) 民事関係手続の利用に関する情報提供の在り方に関する基本説明

田中邦久民事訟廷管理官より、民事関係手続の利用に関する情報提供に関する裁判所の取組等について、①最高裁判所のホームページ及び宇都宮地方裁判所のホームページによる案内、②最高裁判所作成のリーフレットの備え置き、③当庁作成の「利用してみませんか民事調停」の配布、④下野新聞における民事調停に関する連載記事の掲載、⑤調停協会が主催する無料調停相談会の紹介等について説明がされた。

(6) 裁判員裁判への参加に関する情報提供の在り方に関する意見交換

(委員長)

それでは、これから意見交換に入ってまいりたいと存じます。一般市民に対する情報提供の在り方について、第三者的な視点から、もっとこういうような工夫をすればよいのではないかな等の御意見、御助言をいただければ有り難いと存じますし、また、委員の皆様が所属されている組織、機関等において、裁判員制度について何らかの取組等を行っていただいているとすれば、そういうものも御紹介いただくなどして、御意見をいただければ有り難く存じます。

(委員)

- 弁護士会では、裁判員裁判の広報のために何かやっているかという問題の設定の仕方をしますと、多分特別なことはやっていないのかなと思います。弁護士会の中にはいろんな意見を持っている人がいますので、裁判員裁判を推進していこうという意見の方もおられるし、どうも積極的になれないという意見もありまして、組織としてまとまった方向性が出ていないのではないかと思います。もちろん、今はやっているかどうか分かりませんが、裁判傍聴自体は、

やはり一般の国民の方々に刑事裁判というものを知っていただくということで、長くやっていたことはあると思いますけれども、今は私が第一線から引いているものですから、最近の状況について御報告できるような知見もございません。

○ 検察庁では、当庁の企画調査課を中心に広報活動を行っており、毎年10月に刑務所で行われる矯正展や先週わかきアリーナで行われたヒューマンフェスタとちぎ2017といったイベントにブースを設け、来場者の方々を対象にお声がけをして広報活動をしております。具体的には、来場者の方々に当庁作成のガイド又はチラシ類を配って、検察庁の業務や刑事司法に関する説明などをいたしております。また、催しとして、刑事司法に関するクイズコーナーとか、裁判員制度マル・バツコーナーというものをパソコンのタッチパネルで広報いたしまして、一般の方に裁判員裁判についての興味を持っていただけるような活動をしております。

○ 警察では、マスコミやウェブサイトを通じた広報を実施しております。また、県警には県民広報相談課という部署があり、相談と広報を担当しています。主に交通、生活安全部門が多いのですが、テーマを設けて「重点的に」広報活動を実施しています。そのほか、刑事では、指名手配月間とか、薬物、暴力排除といった広報もしておりますが、主にマスコミを通じて行い、あとはイベント等で実施しています。先ほどの説明を受けて、裁判所もいろいろ工夫して広報活動を行っているということは分かりました。ウェブサイトについて、いかにそれを見てもらうかというところの工夫は難しいと思います。ここに情報が幾らでもありますよと言っても、それを見る人がいなければ伝わらないので、ここにそういう情報もありますよという形の広報の在り方というの必要なのかなというふうに思いました。あとは、前回も少し議論になった裁判員裁判の声掛け事案の関係や法廷での傷害事件等の関係もありますし、やはり裁判所の安全性という点を積極的に広報してはいかがかなと考えます。一方で、警備の

問題や所持品等の点検・チェック，金属探知機といった点も含めるとなかなか難しい面もありますが，安全性も訴える必要があるのかなというふうに感じました。

○ 市役所では，裁判所はどういった方法で広報されているのかというところを疑問に感じていたのですが，今回説明を受けて，まさにいろいろな世代にターゲットを絞りつつ，地道な広報活動をされているということが分かりました。例えば見学会などでお子さんたちの参加を募集する際は，ホームページなどを通してのみ募集されているのでしょうか。市役所の方に御連絡いただければ，担当の者が御案内しますので，気兼ねなく御連絡いただければと思います。見学会などを実施するような場合，広報紙に掲載するといった御協力はさしあげられるのかなというふうに思っております。ターゲットの点に関しては，私が感じるのは，やはり例えば裁判所に興味のある小，中学生や高校生を対象に，憲法の大切さとか，そういった講座なども積極的に実施していただければありがたいというふうに個人的には感じたところです。

○ 教育委員会の立場から前回も若干お話をさせていただいたのですが，裁判員制度等につきましては，学習指導要領上で，社会の時間等を活用して子供たちに周知している状況ではありますが，教育委員会としてどのようなことを裁判員制度について周知しているかという点，なかなか難しいところがありまして，教育委員会として間接的に御協力をさせていただいている状況にあります。また，先ほど小学校，中学校，高校というお話がありましたが，我々県の教育委員会は飽くまでも県立学校の設置者で，市立学校の設置者は市町教育委員会となりますので，市町教育委員会と連携した取組として何ができるかというのが一つの課題でもあるという状況にあります。

学校の法廷見学のほか，先日の夏休み親子企画のように，いろんなチャンネルがあるというのは，学校にとっても，親御さんの興味・関心という意味でも，かなり有意義だと思います。学校にもそういった企画を紹介する場やチャンネル

ルはあるとは思いますが、それ以上に町や市の広報によって、それを見た親御さんが興味を持って参加するというような話になっているようです。もっと多くの人数が参加してもいいのかなと思うこともありますので、高校生を対象として、裁判員制度の出張説明会を開くというのもすごくいい機会であると個人的には思っておりますので、ぜひそういったチャンネルをたくさん用意していただくと教育委員会としてもありがたいと思っていますところ です。

- メディアの立場から、裁判員裁判に関することとしては、新聞の紙面で事件の裁判報道などで主に関わっており、また、様々な裁判所のイベントの告知記事等を掲載させていただいています。例えば、刑事裁判の裁判員裁判が終わった後の裁判員の記者会見を通じて裁判員の方々の肉声を伝えることによって、読者、県民の方々に裁判を身近に感じてもらうというのが一つの役割と思って報道しています。また、裁判員裁判の以外の裁判所の情報との接触という点では、先ほどのウェブサイトの御紹介がありましたが、私ども、大きな裁判になると傍聴券の抽せんというのが非常に重要なものでして、地裁のホームページを結構頻繁にチェックして、傍聴券の配布を何時からやるのかというのを頻繁に見ております。感想レベルで言いますと、全国の裁判所のページへは最高裁のフォーマットから飛ぶような感じになってはいますが、ちょっと重々しい感じがあります。県警さんのホームページを見ると、イラストが入っていたりとかして、作り自体はそんなに大きくは変わらないのですが、多少身近に感じられるような工夫がされているのかなと思います。本日いただいた広報冊子をみても、イラストを使った分かりやすいものがありますので、もっと分かりやすい形でホームページの中に掲載していただければ、何となく接触しやすいのかなと感じました。例えば、何か分かりやすいアイコンがあったり、イラストで見ると感じのものがあつたりすると、もう少しそこに飛びやすいのかなと思いました。

- 青年会議所では、裁判員制度のような事柄は組織で対応しないといけないと

思っていて、やはり中小企業にとっては社員が裁判員として出ていくということに非常にマイナスイメージで捉えている方というのがまだまだ多いのではないかなというふうに思います。実際問題、数人でやっている会社で数日間人がいなくなるとすると、非常に影響が大きいのかなというふうに感じます。大きい会社であればフォローする人が大勢いて、うまく回るとは思うのですが、そこら辺は、私たちの会社も含めて、非常に課題かなと思います。私自身、もし名簿に載ったら行ってみたいと思っていますが、実際には会社の業務との調整は難しいかなと思います。ただ、企業サイドの理解を得るように広めていかなければいけないだろうと思います。今回資料を見させていただいて、非常に広報に力を入れていらっしゃることを初めて知りまして、やはり若い世代は余りなじみがないのかなと思いますので、裁判所という組織になじむかどうかは分からないですけど、SNSなどの一般のPR手法も少し使ってみてもいいのではないかなというふうに感じました。

- 大学の教員の視点から見て、やはり大学生にとっても裁判所はすごく遠い存在だと思います。特に最近では18歳から選挙権が得られるので、政治というと比較的近い事柄になってはいますが、どうしても裁判所というのは遠い存在という感覚があると思われまます。裁判員制度というのは、ある程度市民が裁判に何らかの形で参画するという、そういう切り口だと思うので、そういう観点を18歳から22歳までの大学生、それも法律を目指していない学生に、市民として必要なことですよという切り口の伝え方が必要だと思います。ただ、やはり選挙は君たちが選ぶんだからという話である程度全体的に盛り上がるんですが、裁判所に市民としてどう参画するのという切り口の伝え方というのが、大学の中でも余りこなれていない感があります。一部の法律の専門の教員は扱っていますけど、大学全体の中では対象の学生が限られていて、まだまだ広がる切り口が見つからない状況で、我々教員の側でももっと勉強させていただかなければと感じています。

- 調停委員の立場で、特に何かをしているということはないのですが、いろいろと裁判所の広報活動の状況を見ていまして、かなり充実しているという感想をもっています。市民的な立場でいえば、パンフレットの活用の在り方として、今後、市町村、社会福祉事務所、図書館、公民館など、受け入れてくれるところがあれば、幅広く備え置いて多くの方々に見てもらうということとか、裁判員制度の出張説明会等も行われているようですが、その対象も幅を広げて、学校に出張して出前授業のようなものを行うことや、企業に対して説明会を行っていくというようなことを充実させていかれてはどうかと思っています。
- 医師会の視点から見ると、現在国民が医療に関する情報をウェブサイトやインターネットで探すというのは日常茶飯事で行われており、医療機関としても、大きな病院は全部ホームページを持っていますし、小さいクリニックでも各地区医師会がまとめて情報を提供しています。そうした中で、一般の国民が裁判所のウェブサイトアクセスするかどうかという、普通は余りないのではないかとわれ、裁判員になったり、何かトラブルがあってどうしようかといったときにはアクセスしますけれども、普通の状況ではないのかなと思うところです。そこで、今日説明をお聞きして、情報はたくさんあるということが分かりましたので、これにアクセスしてもらえそうな手段を考えなければいけないと思います。医療の関係では、学生が家に帰って家族に話したり、家族が急に倒れたときにすぐ脳卒中と判別して119番できるように、脳卒中に関する出前の授業を学校に赴いて行いましたし、医師会では広く市民の皆さんに医療のことを知ってもらうために市民公開講座を開催しております。裁判員制度も平成21年に始まってから時間が経ちましたが、市民の皆さんがどこまで理解しているかという、ほとんど理解していないのが現状ではないかと思われまので、前に出ていく情報の提供というのは必要ではないかと思えます。そして、パンフレットですが、身近な裁判所に置いておいても、取りに行く人は余りいないので、やはり備え置く場所を考えなければいけないと思います。例えば、銀行

に置いて待ち時間に手に取ってもらおうとか、備え置いてもらう場所を考えないと、作っただけでそれが利用されないという状況になってしまうというふうに感じました。

- 市の行政の視点とは少し性質が違うかもしれませんが、例えば裁判所を身近に思ったときというところで、地裁の所長が就任されたときに新聞にプロフィール、人物紹介が掲載されたと思いますが、その記事を見たときに、人に対する身近さというか、最も遠いところにある印象の裁判所が人で近くなった感じがした経験がありましたので、安全性の問題はあるとは思いますが、例えば当地の裁判所に勤務されている優秀な職員の方の人物紹介のようなものがホームページ等にあればよいのではないかという感じはいたしました。配布物に関しては、イラストなどをお使いになるのはいかがですかという意見を述べようかと思っていましたが、今回の資料の中に既にイラストを使ったものもありましたので、特に意見を申し上げる必要はないと感じています。

(委員長)

委員の皆様、本日は大変有益な御意見を多数いただき、誠にありがとうございました。全般に、若い世代の学生の方々への情報提供や各方面への説明会等の企画、パンフレットの備え置き範囲の拡大、アクセスしていただきやすいホームページの作り方など、いろいろな工夫が考えられるという御意見を、具体的な方策の御示唆も含めて、多数頂戴いたしました。非常に貴重な御意見でございますので、今後、本日いただいた御意見を参考にして、私どもの方でもいろいろと検討、対応してまいりたいと考えております。

(小倉首席書記官)

本日の御議論の中で、ウェブサイトに掲載した情報にどうやって皆さんにアクセスしていただくかというところが重要なポイントになるということは、委員の皆様から御指摘いただいたとおりでと思います。今後、ウェブサイトに掲載した情報にどうやって皆さんにアクセスしていただくか、その入口のところ

をどのように作るかというのがこれからの検討課題になっていくということ
を改めて実感することができました。委員の皆様、本日は貴重な御意見を本当
にありがとうございました。

(7) 民事関係手続の利用に関する情報提供の在り方についての意見交換

(委員長)

民事関係について、ウェブサイト、リーフレットなどで手続の案内をするな
ど、いろいろな試みをしていることや、下野新聞に御協力いただいている広報
などについて御説明申し上げましたが、こちらの方も、刑事関係と同様に、委
員の皆様の御意見をいただけると有り難く存じます。

(委員)

○ 弁護士会としては、裁判所も予算とエネルギーをかけて力を入れていらっし
やるという感想を持ちました。ただ、1点、やはり最高裁で作っているホーム
ページというのは、地裁レベルで独自のものをに入れるのは限界があるだろうと
思いますが、若干使いにくい感じがいたします。ある程度の基礎知識を持って
いる人であれば、リンクをたどって行って調べられるという感じがするのです
が、余り事前の知識のない方がこれを使おうと思うと、なかなかこれは使い切
れないのではないかなと感じます。今ネットを使う人というのは大体キーワー
ドで検索すると思いますので、キーワード検索できちっと目的のページにたど
り着けるかどうかというところが重要なのだらうと思います。その点からいう
と、ホームページの作り方としては、検索の最初の窓が出てくるので一応分か
るとはいえるのですが、一目見て自分の調べたいワードを入力する場所はもう
少し目立った方がいいのかなとは思いますが。

○ メディアの立場から申し上げます。実は去年のこの席で民事調停の模擬調停
がありまして、非常に勉強になったので、その後、新聞の紙面で調停について
の案内をしてはどうかと提案させていただき、それが実現したという経緯があ
りました。そういった点でここに参加させていただいた意義もあったかなと思

ったところですが、読者からも問合せがあったりして、今まで余り新聞で紹介していない分野でしたので、民事調停の連載というのは一定の役割を果たせたのかなとは思っております。やはりある意味でそれに象徴されるように、なかなか民事の手續というのは分かりづらく、ふだんはなじみがないという面があるので、どうやって県民の方々に伝えていったらいいかということは私たちメディアの立場としても共通の課題なのかなと思っております。これからも連携できる部分があれば、紙面を使ってうまく紹介できればと思っております。同じようなスタイルで定期的に紙面に掲載している公的機関のコラムとしては、県選挙管理委員会のコラムを毎月掲載していますが、そういう定期的な紙面のコーナーを設けるようなことができたらいいいのかなと、個人的な感想として思ったりもします。あとは、やはり最高裁のホームページは、なかなか地裁レベルでは限界があるかと思いますが、もう少し工夫をしていただければいいのかなと思います。ただ、他の地裁のウェブサイトを見ますと、例えば水戸地裁では東日本大震災関連情報のリンクを張っていて、多少のローカル性も出していますので、やれることとやれないことはあると思いますが、多少その辺を柔軟に対応していただけるようになっていくといいのかなと思いました。

- 調停協会としましては、無料調停相談会というものを実施しております。調停協会の団体としましては、県の連合会があり、その上に関東連合会、さらにその上に日本調停協会連合会という組織があります。日調連と略しますが、日調連といたしましては、ホームページを作成し、調停の周知、普及に努めております。無料調停相談会も日調連が主体となって全国で行っている取組であります。調停の周知、普及に関しましては、日調連の方で、研修等を行って、今後更にどのようにしていくかを現在検討しているところです。調停に限らず、裁判所にはいろいろな手續がありますが、裁判所で配布しているパンフレットのの一つとして、「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」というものがあります。調停のメリットについて、手續が簡単であること、円満な解決が図れるこ

と、費用が安いこと、プライバシーが守れること、解決が早いことなどの手続上のメリットをもっと分かりやすく前面に押し出して制度を周知していけば、利用者の増加など、かなり効果があるのではないかと考えているところです。

- 市役所では、ワンストップという意味で、個人的な問題も含めて、まず市民の方の御相談に乗るという窓口を設けておりますが、そうした窓口では、やはり行政だけでは解決できない内容の相談が多々あります。そうした場合には、相談の内容に応じて関係機関を御案内させていただくこととなりますが、そういった際に、裁判所からいただいているパンフレットなどを使って、相談に来た方が最短で必要な回答にたどり着けるように、問題の解決に適した関係機関におつなぎできるように対応させていただいております。これらのパンフレットなども、非常に分かりやすい内容になっておりますので、更に充実していただければ、こういった資料を用いて御案内をさせていただけるものと思います。
- 青年会議所として意見を述べさせていただきますと、経営者としては、雇用トラブルとか倒産とか、非常に御世話になりたくない話題と見て見させていただいておりますが、個別の手続ごとにリーフレットが作成されていて、非常に分かりやすく作られているのかなというふうに感じていました。あとは、ウェブサイトでもとても詳しく書かれていますが、多数の項目が羅列されていて、探しにくかったり見つけにくかったりするのかなという感じを受けました。リーフレットの備え付けの場所としては、銀行とか、そういったところで皆さん見るのかなという気がします。
- 教育委員会としては、家庭裁判所の案件が多いので、民事については法テラスを紹介するにとどまっているような段階です。連携という意味では、県警、弁護士会、医師会など連携するチャンネルはあるのですが、いかんせん民事においては少し範疇を超えているところもあります。先ほどから御意見があったように、やはりホームページ上でうまくそこにたどり着けるようにページが工夫されていて、興味がない方であっても、いざとなったときにキーワードを入

ればすぐにたどり着けるような工夫をしていただけるとよいと思われま
す。現状のホームページは、情報が多く盛り込まれている反面、余りにも多過ぎて
どれがどれだか分からないという方もいらっしゃると思いますので、その取捨
選択も含めて、トップページから入りやすく分かりやすいホームページの掲載
というのも重要ではないかと考えているところです。

- 私の感想として、必ずしも大学の立場でということではありませんが、いろ
いろ出てきた御意見は本当にそうだなと思っております。今日、御紹介いただ
いたリーフレット、特に地方裁判所の手続の方はよくできていると思います。
何々をされる方のためにと表紙にあるパンフレットですが、制度全体を学ぶ場
合と、使える制度がどこにあるのかを学ぶ場合では学び方も全然違うので、や
はり利用者目線に立てば、何々をしたい方のためにとというリーフレットの作り
方というのはすごくいいなと感じました。そういう意味でいうと、簡易裁判所
の一部のリーフレットについては、もっと工夫が必要であると思いました。ま
た、リーフレットについては、今の学生や若者との関係では、どこに置けばい
いのかということではなく、いかにホームページにうまく載せて、そこに誘導
するかということを考えての方が効果的だと思います。また、今の学生や若者は、
検索の仕方も結構うまいので、そこをうまく工夫すれば何とかかなると思いま
す。ただ、問題は、裁判所のサイトから検索させるのではなく、グーグルなどの一
般の検索サイトから検索してうまく裁判所のサイトにたどり着けるような形
に仕組めるかということが、すごく難しいけれども大切なポイントになると思
います。私共の大学でも、検索したときに、このワードを検索したときにはあ
そこのページに載るようというのを何とか工夫しようと考えている若い教
員もいて、やはり一般の検索サイトからいかにこういうパンフレット、リーフ
レットに誘導できるのかというのは、無理のない範囲で考えた方がいいのでは
ないかと思えます。裁判所のような役所はどうしても組織が縦割りになるので
説明も縦割りになりがちですが、利用者としては横断的な情報が欲しいので、

広報は縦割りにならないような工夫や整理の仕方がポイントになるという気がします。

- 医師会としては、先ほど御意見がありましたように、新聞記事の掲載については、医師会も利用させていただいていますので、裁判所の方もシリーズで掲載してはどうかという話を差し上げたかと思います。これからは、テーマを変えるなど工夫しつつ、繰り返し掲載していく必要があるのではないかと思います。また、ホームページですが、我々医療機関のホームページを作るときには、いかにクリックが少なくて目的のページにたどり着けるかというのを一番大事にしています。それからすると、最高裁判所のホームページを見ると、文字ばかりで全部スクロールして行って探さなきゃいけないということで、やはり入口が探しにくいのではないかと思います。トップページで、例えばシェーマ（絵図）的なものを設け、まずそこに入ると少しずつ文字で選べるようになるというような工夫をするなど、使う側の目線に立って考えることが必要だと感じました。
- 警察では、事件、事故については110番で対応しますが、即事件とはいええない相談については警察安全相談とし、窓口を一本化して受理して、それを担当部署に引き継ぐという対応をしています。その中で警察業務でないものについては、法テラス、弁護士会、消費生活センター等へ、民事事件であれば裁判所を紹介しています。民事事件の手続については、パンフレットをいただいていますので、これを利用させていただいています。あとは、ホームページについては、警察のホームページも工夫が必要だと思っていますので何か言える立場ではありませんが、皆さんからお話があったように、やはり使い勝手のいいものにしていくのがいいのかなというふうに思っています。
- 検察庁としてどうという話ではないのですが、今、雇用関係のトラブルというキーワードでグーグルで検索をしてみたところ、北上市と浜田市がヒットしまして、詳しいことは裁判所に行ってくださいというふうになっており、他の

自治体のホームページでは裁判所との提携のようなこともされているようなので、このような方法を広めていけば、もっとアクセスが楽になっていくのではないかとと思われます。最高裁のホームページを見させていただくと、PDFファイルがずらっと並んでいて、どこを探せばいいのかが分かりにくいのかなと思います。最高裁から出ているリーフレットについては、本当に分かりやすいと思いますし、感動いたしました。

(委員長)

委員の皆様、貴重な御意見をありがとうございました。私共の方でも努力して相応に役に立つものを作ってはいるけれども、十分にいかしきれていない状況にあることを再認識しました。リーフレットを備え置く場所の工夫のほか、ウェブサイトについても検索方法を工夫して目的に到達しやすいものにした方がよいという御指摘など、非常に有り難い御意見を多々頂戴いたしましたので、今後それらを参考にいろいろと努力してまいりたいと存じております。本日は貴重な御意見を多々頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

(8) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、平成30年5月31日(木)午後3時30分から開催することとされた。

以上